

住まい・暮らし

土砂災害防止法に基づく基礎調査関係資料の閲覧

栃木県が平成15年4月から「土砂災害防止法」に基づき、土石流や地滑りなどの土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の基礎調査を行い、これまでに本市では300カ所以上の土砂災害警戒区域の指定がなされてきましたが、今年度の大神地区、黒羽地区、両郷地区、須賀川地区をもって全ての調査が完了しました。

この調査結果に基づき、栃木県では新たに21カ所の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行います。

これらの区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制や移転勧告などの措置が取られます。

区域の指定にあたり次のとおり関係資料の閲覧を行います。

●閲覧期間

12月10日(月)～21日(金)

午前8時30分～午後5時15分まで

※土・日・祝日を除く

●閲覧場所

①「大神地区」市危機管理課、大田

原土木事務所企画調査課

②「黒羽の全地区」市黒羽支所総合窓口課、大田原土木事務所企画調査課

●指定区域

今回指定される区域の詳細については左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

東 2階

市危機管理課防災係

TEL (23) 1115

大田原土木事務所企画調査課

TEL (23) 5882

羽田沼とその周辺の自然の再生に取り組んでいます。白鳥にエサを与えないでください

羽田沼とその下流の水路は、国指定天然記念物ミヤコタナゴの生息地

保護区に指定されています。

しかしながら、毎年が生息調査では平成14年度以降ミヤコタナゴは確認されておらず、この原因のひとつとして羽田沼における水鳥への過度のエサやりによる水質悪化が指摘されています。

自然再生および鳥インフルエンザなど感染症予防のため、水鳥にエサを与えることは中止しています。羽田沼にお越しになる皆さまも水鳥にはエサを与えないでください。

また、野鳥のふんが靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザなどの感染症がほかの地域へ運ば

れる恐れがありますので、野鳥には近づきすぎないようにしてください。羽田沼とその周辺の自然再生、鳥インフルエンザなど感染症の予防に向けた活動にご協力ください。

■問い合わせ

環境省関東地方環境事務所

野生生物課

TEL 048(600)0817

栃木県自然環境課

TEL 028(623)3207

市生涯学習課文化財係

TEL (98) 7115

市商工観光課観光交流係

TEL (23) 8709

水道課からのお知らせ

【水道料金が急に増えた時は…】

●ご家庭内の全ての蛇口を閉めて、メーターのパイロットや1リットル単位の赤い針が回っていないか調べてください。これらが回っている時は、どこかに漏水があると思われますので、指定給水装置工事業者に連絡して修理をお願いします。

●漏水の早期発見のためにもメーターの数値は定期的を確認するようお勧めいたします。



【貯水槽水道設置者の皆さまへ】

●貯水槽水道とは、水道管から受水槽に水を貯めて、利用者に給水する施設です。貯水槽水道設置者の皆さまは、水道法及び市給水条例に基づき、貯水槽の点検・清掃および水質検査をしなければなりません。アパートなどの管理会社におきましても、設置者に点検などについてお知らせ願います。

●設置者の責務

・施設の点検、管理

常に貯水槽の水が汚染されることの無いように、施設、ふたの点検などを行い維持管理に努めること。水槽の掃除は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

・水質の管理

給水栓における水の色、臭い、味などに注意し、異常があれば水質検査を行うこと。残留塩素濃度の確認を行うこと。

・給水停止措置

供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、かつ利用者に周知すること。

■問い合わせ

水道課工務係

TEL (23) 8713